

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

2007年4月9日
2008年3月6日改訂
2009年9月2日改訂
2018年7月30日改訂
JIS 登録認証機関協議会

共⑤ 工場の試験部門において立会いによる試験を実施する場合の

JIS Q 17025適合性調査事項の取扱いについて

1. 立会試験時のJIS Q 17025適合性調査

(要求事項)

JIS Q 1001 一般認証指針 6.3.2(初回製品試験の実施)では、【登録認証機関の立会い等による方法の場合には、登録認証機関は、必要とされる申請者の試験設備、試験員などがJIS Q 17025の該当する要求事項を満足していることを確認しなければならない。】と規定され、また、12.1.2(認証維持製品試験の実施)においても、6.3の規定に基づいて実施する旨が規定されている。同様に、箇条11(認証の追加又は変更)においても箇条6の手順に基づくことが必要となる。

これらの規定などに基づき、製品試験を立会いによる試験として申請者の工場の試験設備、試験員などを活用して実施する際に、その試験設備、試験員などがJIS Q 17025の該当する要求項目を満足していることを確認するための実施要領は以下のとおりとする。

(1) 調査対象とするJIS Q 17025の該当項目

- a. 申請者の試験場所の資源及びプロセスに対するJIS Q 17025の該当項目は、次の表1及び表2とする。

表1 資源に関する要求事項

項目	内容(概要)
6.2	要員
6.3	施設及び環境条件
6.4	設備
6.5	計量トレーサビリティ

表2 プロセスに関する要求事項

項目	内容(概要)
7.2	方法の選定、検証及び妥当性確認
7.6	測定不確かさの評価
7.11	データの管理

ただし、7.6(測定不確かさの評価)に関しては、該当JIS規格に不確かさの算定及び試験結果への適用が規定されている場合のみ該当項目とする。

- b. a項にかかわらず、試験結果の評価に影響があると判断された場合は、次の表3の項目を調査対象に含めてもよい。

表3 必要と判断される場合に含めることができる要求事項

項目	内容(概要)
7. 3. 3	サンプリングデータの記録
7. 4	試験品目の取扱い
7. 7. 1	結果の妥当性の確保
7. 8. 2	試験報告書に関する共通の要求事項
7. 8. 3	試験報告書に関する特定要求事項

表3の調査対象項目の適用において以下のような場合を考慮する。

(例)

- ・サンプリングデータの記録
 - ①化学分野における試料採取
 - ②機械強度試験(金属材料引張試験)の試料採取
(ただし、分野別認証指針の記載事項は当該例示には含めない。)
 - ③その他規格にサンプリングが規定されている場合
- ・試験品目の取扱い
 - ①レディーミクストコンクリート強度試験体の工場における取扱い
 - ②化学分野製品の汚染、変質に対する配慮
 - ③その他規格内に試験品目の取扱いが規定されている場合
- ・結果の妥当性の確保
 - ①当該製品試験の結果のデータ統計量が充分でない場合
 - ②製品の試験実績が乏しい場合
- ・試験報告書に関する共通要求事項及び特定要求事項
 - ①化学分野での報告書類
 - ②鉄鋼類の規定報告書類
 - ③その他規格内に試験報告書の取扱いが規定されている場合

(2) 調査事項の追加

当該調査の目的遂行に必要であると登録認証機関が判断した場合、JIS Q 17025の箇条6(資源に関する要求事項)及び箇条7(プロセスに関する要求事項)の他の該当項目を調査することができる。

(3) その他の要求事項についての調査

JIS Q 17025 の次の要求事項については、調査不要とする。ただし、(1)の調査に関連して、不適合が確認された場合には、次の要求事項の該当する項目を調査することができる。

- a. 一般要求事項(JIS Q 17025 の箇条 4)
- b. 組織構成に関する要求事項(JIS Q 17025 の箇条 5)
- c. マネジメントシステムに関する要求事項(JIS Q 17025 の箇条 8)

2. 不確かさの取扱い

不確かさの取扱いについては、共⑩「不確かさの取扱いについて」による。

以上